

産業廃棄物最終処分場対策特別委員会 委員長報告

(H22, 2, 26日開催)

産業廃棄物最終処分場対策特別委員会の中間報告を申し上げます。

当委員会は、付託を受けております「産業廃棄物最終処分場諸問題の早期解決に向けた対策について」を審査するため、閉会中の2月26日に、市長、副市長、環境経済部長、上下水道事業所長及び関係職員の出席を求めて開催いたしました。

審査内容につきましては、まず、当局から前回の委員会から今日までの経過報告があり、次に、環境省からの助言等を踏まえたRD事案に関する今後の県の対応についての説明がありました。

まず、経過報告では、委員から、

債権者集会の内容と最終処分場の土地の名義についての説明を。

との質問がありました。

当局から、

債権者集会については、破産財団の債務を差し引くと残額は僅かで、どの時点で終結させるかが課題であること。土地については現在、RD社、及び前社長他1名の所有となっている。との答弁がありました。

また、環境省が来られた後、どのようなやりとりがあったのか。

との質問に、当局から、

県からいただいた報告は6回あり、その内容についての情報をいただいている。との答弁がありました。

次に、環境省からの助言等を踏まえたRD事案に関する今後の県の対応について 委員から数多くの意見がありました。

主なものとして、

- ・ 市民と県の意識の差があり、市民からの質問に県は誠実に答え、信頼関係を構築すべき。
- ・ 誰もが早期解決を望んでいる。今後どこに着地点を見いだすのかにかかっている。
- ・ この問題は、人と人の関係が大事と実感している。県の対応は暖かみを感じられず誠意を持って発言することが求められる。三重県や岐阜県の事例では、最終的には県と市民の信頼関係が構築されて対策が進んでいる。市議会としては全部の会派で意見調整を図り県庁に出向き、副知事に申し入れを行うなど問題解決に向けて行動してきた。県には、「このために、このようにする。」と言った心に響く説明で市民の理解を得ていただくように求める。

・ 議会で何度も議論したことが反映されていない。産業廃棄物最終処分場対策特別委員会委員の生の声を県に届けるためにも、議事録を県に提出して議会の思いを伝えるべき。

・ 市は市民が納得のいく論理的な説明をして必ず有害物を見つけ出すと言いきれるように具体的な方法と検討内容を県に追求していくことを強く望む。

との意見が出ました。 当局から

県には市民との信頼関係が重要な点と伝えており、市民に理解していただける内容で説明をお願いしている。また、議会や特別委員会の議事録は県に提出し、県に議会の思いを伝えていく。

観測井戸では有害物が観測されており、原因物を見つけ出すために、30メートルメッシュ、必要に応じて10メートルメッシュでボーリング調査をされるが、これは国が示す調査マニュアルに基づき行われるものである。

との答弁がありました。

市として県と市民の間に立っている今の状況をどのように受け止めているか。との質問に対し当局から

県と市民の間の信頼関係において、隔たりがある中で議論されてきた。その中で、環境省が現地を視察され助言をいただいたのは大きいものがある。県には具体的な説明を市民に行い理解を得るよう申し入れると共に、市民の皆様には、各論的にはそれぞれ意見があっても総論的に議論を進めていただくよう望んでいる。との答弁がありました。

市として市民をサポートする仕組みが必要。行政としての責任があるはずだ。との質問に、当局から、

県の許認可権の関係から、主体は県である。市として、この問題の早期解決のため昨年1月に議会の議決をいただき、県の対応をお願いしたが残念な結果となった。今日まで市民からの相談があれば対応しているが、積極的に市民を指導する立場にないのが実状である。との答弁がありました。

環境省は有害物を探す調査とし、県は有害物が見つければ除去するとしているなど矛盾が多くある。県の対策委員会の答申後に、この処分場の許可を取消し、安定型処分場でないとした。このような県の手法を市はどのように思っているのか。との質問に、当局から、

県としても、対策工事は代執行事業であり、生活保全上の支障を除去する基本的な考え方があり、鉛についても一定の改善工事が図られた観点からの考え方と思っている。

また、市民対応については今回の確認事項の相談は受けていないが、今まで協議や相談には随時対応している。

昨年1月に県の方針について議決し県予算を付けていただいたにも関わらず対策が打てなかった。今回、この文書を見る限り前進は無く、1年間の空白が悔やまれる。環境省の助言などで、この問題は詰めに来たと思っている。市も市民に理解を求める手法を打ち出し、早く対策を打てるよう牽引すべきだ。県と市民をつなぐ具体的な市の働きかけはどのようにするのか。との質問では、

制度的・技術的にできないこともあり、このことを市民に十分説明し理解を得ていくとともに項目を絞り込み取捨選択し進めていく必要がある。

また、有害物の除去、含有と溶出の関係、ボーリング箇所等の具体的協議の場においては協議していきたい。との答弁がありました。

法に基づき調査は行われているが、溶出調査だけでは、おそらく有害物は見つからないことになりかねない。含有調査・溶出調査、両方とも必要と思うが、市の考えは。また、周辺自治会の役員交代があると、話が後退するなど支障をきたすおそれがあるので、市がイニシアティブを取って支障のないように配慮すべきだ。との質問に、当局から

今までは、何が埋まっているかの調査であり、今回は有害物を見つけ出すための調査であり特措法の中の基本方針に基づき調査が行われるものと考え、必要な調査は県に申し入れる。周辺自治会の役員については、各自治会において選出され、引き継がれるものとする。

との答弁がありました。

更に、

①点目、有害物を見つけ、除去するよう、県に働きかけるよう、市の積極

的な姿勢が必要。

②点目、何が、どれだけ、どこに埋まっているのか、県に埋め立ての実態を市民に分かり易く説明するため、図面にして示す必要がある。

③点目、今まで溶出・含有両方の調査をしてきたなかで、後退した内容となっている。県自ら住民に歩み寄って合意を求めるようにとの、環境省からの助言があった。事態を進展させるためにも市民の意見を尊重するよう、市から働きかけるべきだ。またガス調査は実施されるのか。

との質問に、当局から、

①点目の有害物の状況については、昨年1月の議決以前から有害物の除去は申し入れてきた。議会からも市民の意見を尊重し、有害物除去の申し入れもしていただいた。今回、県は環境省の助言を踏まえて一層の有害物の除去に向けて調査をするとし、また有害物調査検討委員会の助言に基づきボーリング調査を実施するなど、以前より積極的な姿勢であると考え。引き続き市民に理解を得るよう、県に要請する。

②点目の埋め立ての実態については、市は既に申し入れてきたことで、県も環境省の助言を受けて実施すると言っている。

③点目の含有調査について、法的な方法も含め市民に理解を得ながら、それぞれの項目について具体的な協議のなかで、詰めて行くべき内容であるため、専門的な意見も必要であり、十分な検討が必要と考えている。

ガス調査は、有害物調査検討委員会の助言を得たなかで、ボーリング調査の安全確保等の観点も踏まえ、判断されると思われる。

との答弁がありました。

県は特別管理産業廃棄物が処分場にあったとしても該当しないと言っているが、市はどのような見解を持っているのか。

との質問に対し当局から、

県が示した方針で、特別管理産業廃棄物と併せて環境基準を超える有害物が固まって見つかった場合は除去するというもの。「特別管理産業廃棄物とは何か。」を詳細に議論しなければいけない部分である。

方法そのものは環境省の助言を得て、方針を示されているため、これについての議論がされている。ダイオキシンを含めて基準値が超過していれば除去対象である。

市は県のメッセンジャーになっている。有害物は何を指すのかははっきりさせて、鉛など、直接被害は無いが長期的・精神的に支障がある。市民が専門家から聞いてきて判断に困った場合、栗東市に相談された場合には、市はどのように対応されるのか。との質問に対し、当局から、

県とは何度もやりとりをしている。県の言うがままではなく、市民のために強く申し入れした場面も何度もあった。市としての見解を持って、県に進言すべき内容は進言していく。との答弁がありました。

県はこの処分場の廃棄物をどこに持って行こうと考えているのか。

との質問に、当局から、

現在、処分先は決定されていないと思う。との答弁がありました。

この他に、

- ・緊急対策の進捗状況はどの段階か。
- ・水道原水のヒ素濃度は。
- ・処分場の水処理施設については、ビスフェノールなどの環境ホルモンによる下水道の安全性は保たれるのかを県に確認していただきたい。

との質問に、当局から

水処理部門の業者及びブルーシートを敷設する業者が決定した。3月2日

に工事の概要と工事日程の説明会が開かれる。水道水の原水の検査については出庭3号井戸で毎月検査をしているが、0.003から0.004mg/lでの値で推移しており、浄水道には検出されていない。

下水道への排水については、公共下水道の基準を基に判断していく。基準設定のないものについては、評価できない。市は市民の不安解消に向けて行動する姿勢である。との答弁がありました。

一刻も早く対策を講じるため、継続して審査をしてまいりたいと考えます。

これをもちまして、産業廃棄物最終処分場対策特別委員会の中間報告とさせていただきます。